

(小売物価統計調査)

## 審 査 メ モ

## ◆ 今回の変更

小売物価統計調査（以下「本調査」という。）の構造編について、前回答申（平成27年9月17日）の指摘を踏まえた調査対象品目（以下「調査品目」という。）の見直し過程で「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」（以下「選定基準」という。）の説明部分において、内容を詳細にすることが望ましいと考えられる部分があったため、追記を行うことにより、その充実を図り、選定基準に沿った調査品目の選定を行うこととしている。

## (1) 選定基準の説明部分の追記

構造編の選定基準の説明部分について、選定の実態に即して追記を行う。

## (審査状況)

ア 本調査の対象となる調査品目の選定については、昨年度の統計委員会における諮問審議において、調査実施者から「小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準」及び「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」（いずれも、基準と説明で構成）が示され、その内容等を審議し、一部修正を求めるとともに、「選定基準に沿って適時・適切に選定する」旨が今後の課題として指摘されたところ（平成27年9月17日諮問第80号の答申）。

イ この指摘を踏まえた調査実施者による構造編の調査品目の見直しの作業過程で、選定基準の説明部分において、内容を詳細にすることが望ましいと考えられる部分があったため、選定基準の充実を図る観点から、追記を行いたいとしている。

ウ これについては、実際の選定作業に即して、一層の具体化を図ろうとするものであり、おおむね適当であると考えられるが、基準そのものの変更ではないものの、前回諮問審議において、説明部分を含めて一体的に審議を行っていることから、追記内容の適否等を確認することが必要と考える。

(注) 動向編については、前回答申を経て承認された品目により、消費者物価指数の基準改定中であることから、今回は変更を行わない。

表1 選定基準の説明の追記箇所

区分	基準	説明部分	
		現行	修正案
共通基準	(iv) 継続的に円滑な価格取集が可能な品目	(iv) の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。	(iv) の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。 <b>また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるように品目を選定する。</b>

個別基準	地域別価格差調査	(vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目	(vi) の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vi) の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、 <b>価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で</b> 、価格差が大きい順に品目を選定する。
	店舗形態別価格調査	(vii) 店舗形態間の価格差があると判断される品目	(vii) の説明 動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vii) の説明 ・ <b>スーパーとそれ以外の店舗形態（一般小売店、量販専門店（ドラッグストア含む）等）で価格比較が可能な品目を選定する。</b> ・ <b>中分類ごとに</b> 、動向編の結果等で店舗形態間 <sup>間</sup> の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

(論点)

- ① 今回予定されている追記の必要性は何か。追記を行うことによる効果は何か。
- ② 今回示されている部分以外に、追記が必要な部分はないか。

(2) 選定基準に基づいた調査品目の選定

今回、表2に掲げる品目変更が予定されている。

これらについては、上記選定基準の変更を踏まえたものであることから、適当であると考えられるが、選定基準との整合性を確認しておく必要がある。

表2 変更する調査対象品目

	追加	廃止
地域別価格差調査 <現行：56品目>	<7品目> しらす干し、わかめ、豆腐、油揚げ、だいこん漬、緑茶、ドリンク剤	<7品目> かまぼこ、ヨーグルト、アイスクリーム、ゼリー、インスタントコーヒー、ヘアコンディショナー、ボディークリーム
店舗形態別価格調査 <現行：9品目>	<3品目> 清酒、整髪料、ラップ	<3品目> ビール、シャンプー、ティッシュペーパー
銘柄別価格調査 <現行：9品目>	<3品目> しょう油、台所用洗剤、電気かみそり	<3品目> 中華麺、洗濯用洗剤、家庭用ゲーム機

(論点)

- 変更後の選定基準との整合性は図られているのか。

以上